

指針5 未来へつながる消費者市民社会の形成



【方向性① サステナブル*経営の推進】

●事業者に向けた啓発と情報発信

環境・社会・人に配慮するエシカル消費など、消費者志向の経営に取り組む事業者情報を、消費者および消費者団体等関係団体と共有して、事業の推進をサポートします。また、エシカル消費の推進のため、区内事業者の社員向け研修などを対象とした出張講座を新たに開催します。

さらに、消費者と事業者がお互いを信頼し手を取り合いながら発展していく健全な市場を形成するため、法令を遵守した事業活動と消費者保護に向けた取組が推進されるよう、事業者向けのコンプライアンス講習会等の情報を共有します。

【方向性② 消費者の権利とつかう責任の啓発】

●相談窓口の充実と関係団体との連携強化

区民サービスの充実を図るため、消費生活センターの開設時間を延長しました。相談状況については分析を行い、消費者問題の傾向を中小起業支援関係部署とも情報共有します。

また、高齢者総合相談センターなどの関係団体との連携の強化や SNS を活用し、相談窓口の周知を図ります。



区役所内の相談窓口

●消費者トラブルの未然防止啓発と消費者教育

区民ひろばを中心にした高齢者向けや、子どもスキップと連携した若者向けの消費者被害防止啓発を行います。

また、消費生活相談員が小学校、中学校、高校および大学へ出向き「出張講座」を開催し、よりよい社会の形成に参画する消費者になるための消費者教育を実施します。



出前寄席

●消費者のつかう責任に関する啓発・教育の充実

消費者が自ら責任を持った消費行動を行い、公正で持続可能な社会の形成が実現できるように「消費生活講座」等を開催し、「食品ロス」や「エシカル消費」「カーボンニュートラル」など消費者問題に関する啓発事業を実施します。

また消費者教育の充実により、消費者と事業者の格差により発生する消費者問題の未然防止を図ります。



消費生活講座